

埼玉県就労支援専門員事業実施要綱

1 事業目的

生活保護法第55条の7の規定に基づき、就労可能な被保護者等に対して、就労による自立を促進するため、就労に向けた相談、求人情報の提供、職業訓練情報の提供等の支援を行う。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

(1) 支援対象者

ア 傷病等のやむを得ない事由がないにもかかわらず就労していない被保護者及び保護申請者（県福祉事務所が実施責任を負う被保護者及び保護申請者とする。）

イ その他県福祉事務所が支援を必要と認める者

(2) 就労支援専門員

就労支援専門員を配置して支援を実施する。

就労支援専門員には、就労支援に係る対人援助技術や雇用、福祉に関する専門的な知識を有する者を配置する。

(3) 就労支援専門員の支援内容

ア 就労相談・支援に関すること。

イ 求職活動支援に関すること。

ウ 求人情報の提供に関すること。

エ 職業訓練支援に関すること。

オ 生活困窮者自立支援法第16条に基づく就労訓練事業のあっせんに関すること。

カ 資格取得支援に関すること。

キ 生活習慣の改善に関すること。

ク 職場定着支援に関すること。

ケ ハローワークとの連携に関すること。

コ 生活保護受給者向け求人開拓に関すること。

サ 地域における就労支援体制の構築に関すること。

シ 面接会等の実施に関すること。

ス その他の就労支援に関すること。

4 実施方法及び県福祉事務所との連携

(1) 支援対象者の選定及び同意

県福祉事務所のケースワーカーが、就労支援が必要と思われる支援対象候補者をリストアップする。その後、査察指導員、ケースワーカー及び就労支援専門員との協議により支援対象者を選定する。選定に当たっては、就労・求職状況管理台帳なども参考とする。

支援対象者には、就労支援専門員が就労支援すること及び支援目標を設定することについて同意を得る。

支援対象者を決定後、短期、中長期の目標を設定する。

(2) 就労支援の実施

以下に例示する支援について、就労支援専門員による定期的な家庭訪問や、役場・所内での面接その他により実施する。

- ・ ハローワーク、地域職業相談室等への同行及び利用の仕方の教授
- ・ 就労意欲の乏しい者への精神面でのフォローと仕事への意識付け
- ・ 求職活動への支援
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用
- ・ ひとり親家庭の親等を対象にした「準備講習付き職業訓練」の活用
- ・ 就労訓練事業の利用

(3) 支援目標の到達度評価

- ・ 達成が困難であれば要因を分析し、面接で本人了解の上、目標の変更等を行う。

(4) 目標の達成

- ・ 就労支援の終了

(5) 支援の期間

3か月間を基本とする。ただし、査察指導員、ケースワーカーとの協議により支援期間の延長は可能とする。

(6) カンファレンスの開催

査察指導員、ケースワーカー、ハローワークの就労支援担当者及び就労支援専門員によるカンファレンスを必要に応じ開催し、支援対象者の支援目標等の達成状況等を評価する。

(7) その他

- ・ 自立支援プログラムについて

自立支援プログラムの個別支援プログラム策定に当たり、就労支援専門員は必要な意見や助言を行うことができるものとする。また、査察指導員、ケースワーカーは、就労支援専門員に意見等を求めることができる。

5 就労訓練事業の利用について

支援対象者が就労訓練事業を利用することが、本人の就労支援に効果があると県福祉事務所が認めた場合、就労訓練事業を利用できるものとする。

事業を利用する場合、認定就労訓練事業所のあっせんは、就労支援専門員が行う。

また就労訓練事業を雇成型で利用する場合、認定就労訓練事業所のあっせんは、職業安定法に基づく職業紹介事業として実施するものとする。

6 生活保護廃止後の支援

(1) 支援対象者が就労して生活保護が廃止となった場合、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や家計改善支援事業等による支援が必要と認められる場合は、自立相談支援機関と連携し、当該支援対象者に対し必要な情報提供等を行う。

(2) 支援が終了していない支援対象者が、臨時収入や他の世帯員の収入増加等の理由により生活保護廃止となった場合、自立相談支援機関と連携し、自立相談支援事業による就労支援が利用できるよう、当該支援対象者に対し必要な情報提供等を行う。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。